

まちの史跡めぐり……(89)

町文化財専門委員 石瀧 豊美

江戸時代へようこそ(2) =村には必ず庄屋がいた=

江戸時代の村(現在の大字)には必ず庄屋が一人いました。極端に規模の小さい村では庄屋を出すことができず、隣村の庄屋が兼務していることがあります。その場合でも、庄屋がいることには変わりはありません。

村の行政はすべて庄屋が取り仕切ります。その意味では、村は自治的に運営されていきました。庄屋は藩の行政機構の末端にいて、村人に藩のおふれを通達したりします。一方、庄屋の給与は村人から集められたお米を当てることになっていて、形式的には村人が庄屋を雇っているのと同じです。このため、庄屋は村人の代表者としてふるまうこともありました。村人の信頼を失った場合、村人が庄屋をやめさせることもありました。これなどは一種のリコールとも言えます。

庄屋の仕事で重要なものは、土地と人に関する事柄です。土地は田畑の(年貢)で、人についてはクヤクです。

須恵町では、今でもクヤクという言葉を聞くことができますが、正確には公役と書き、村の住人(百姓)の内、十五歳以上六十歳以下の男性のみが公役を負担する義務がありました。土木建設関係の専門業者がいなかった時代、道路をつくらたり、橋をかけたたり、ため池を維持管理したり……これをとつても、村人たちがその仕事に動員されま

した。

これらの公共の土木事業に出て働くのが公役で、あらかじめその義務のある人を帳面に書き出しておき、当番に当たった人から順番に出て行きます。病気がつたり、旅行していたり、当番の日に出て行けない時は、夫銭と言つて、一日いくらか決められた額のお金を納めることになりました。

これは地域の出ごと一たといえば、日曜の草刈りなどに出てこなかった場合に地域で決まった金額を徴収するという形で、今でも残っていますが、明らかに江戸時代のなごりです。

もうひとつ、(人)に関する庄屋の仕事と言えば、宗旨改があります。年に二回、春と秋に、村人全員がキリシタン(キリスト教徒)ではないということを確認しなければいけません。

どうしたら証明できるのか。自分で言い張つても信用できないというわけで、島原の乱の後に、全国的に切支丹宗門改の制度が始まりました。福岡藩では宗旨改と言ひ、踏み絵は行われませんでした。ひとりひとり厳格にチェックされたのはわかりません。

春の宗旨改が特に厳重に行われ、三月三日、子どもを含め村人が全員、庄屋のもとに出頭しました。庄屋の家の縁には、紙を横に継いで長い巻物のようにしたものが広げ

られていて、紙の裏には神社の印が捺されています。表には、神に誓つてキリシタンではありません。嘘を言った場合は、天罰を受けてもかまいません、という誓いの言葉が書かれていました。

そして、村人がその前に来ると、庄屋はひとりひとりの左手の中指の爪の下に針を刺し、血をにじませて、自分の名前の下に指先を押させました。これが血判で、神への誓いを強めるという効果がありました。十歳以下の子ども達の場合にはさすがに血判を強制するわけにもいかず、血判は免除されました。

このほか、宗教者の場合は指先に墨を塗つて、墨判をしていましたが、痛い目に遭わないのですから、一種の特権であつたとも言えます。

このようにして、宗旨改の厳格な実施は身分を確定することにもなりました。生まれればかりの赤ちゃんも父の名前の下に登録されます。キリシタンを取り締まるための制度が、毎年繰り返されることで、戸籍の役割を果たすことになったのです。

村ごとに作成される戸籍台帳、当時の言葉で言えば宗旨改帳は、さらに浄土宗、真宗、禅宗といった宗派ごとに別冊に仕立てます。それぞれの宗派に属する寺院が、この者は確かに自分の寺の檀家にま

ちがいないことを証明するしくみになっていたので、

本人が神にキリシタンではないことを誓つただけでなく、寺の住職が自分の寺の檀家であることを証明することで、間接的にキリシタンではないことの証明と見なしたというわけです。このように、キリシタンではないことを寺が証明する制度、それが寺請制です。私たちの多くが今日、どこかの寺院の檀家であるのは、江戸時代の寺請制のなごりであるとも言えます。「寺証文」の例をあげておきましょう。

寺証文左の通り。

宗旨証文之事

一御郡奉行中支配尾石惣平(ひらひら)人、真宗当寺旦那(だんな)紛れなく候。切支丹宗門と申す輩(たぐひ)これあるにおいて、拙僧(せう)申し分なく候。よつて証文くだんのごとし。

天明七年八月 善龍寺

沢木十之進殿
小河伝右衛門殿
郡奉行のもとで働いていた尾石惣平という人物がキリシタンではないことを、浄土真宗の善龍寺の僧西峨が証明しています。もし他からそうではない、怪しい、キリシタンではないか、とクレームがついた場合は、自分が出て行って、キリシタンではないと保証する、と述べています。宛先の二人は宗旨奉行です。

久我記念美術館

9月企画展 9月4日(土)~26日(日)
(月曜休館・祝日の場合は翌日休館・入場無料)

山野 巖 遺作展



9月の久我記念美術館は「山野 巖 遺作展」を開催します。故山野巖さんは、小学校教諭として糟屋地区を中心に小学校教育に携わっておられた先生です。須恵町では昭和23年から33年まで、まだ町に小学校が一つしかなかった時代に、須恵小学校において教壇に立たれました。

学校教育の一環として美術教育の分野にも力を発揮されました。創作活動にも励まれ、多くの作品を残されました。これらの作品に対し、多くの方々から遺作展希望の話を承り、ご遺族の方々のご協力を得て、今回の開催となりました。

今回の企画展にあたり、先生の長男の山野真悟さまからメッセージをいただきました。また、現在須恵第二小学校校長の山野芳朗先生は故山野巖さんの次男にあたります。

「平成14年、享年78歳にて山野巖は7年あまりの闘病生活を経て逝去いたしました。

晩年に絵筆をとることはできませんでしたが、美術教育にたずさわるかたわら、大量に描き溜めていた油彩、水彩などが遺族の手に残されました。

まだ、未整理の状態ではありますが、生前御縁のあったみなさまにご高覧いただき、故人を偲ぶ機会としていただければと思います。」

(山野 真悟)



※参考図版 閑(第28回示現会展)



※参考図版 教会の見える風景(第31回示現会展)

略歴

- 大正14年 糟屋郡大川村(現粕屋町)に生まれる
- 昭和20年 台北師範卒
台北国民学校に赴任
- 昭和21年 仲原小学校に赴任。
- 昭和23年 須恵小学校に赴任。33年3月まで勤務
以後、昭和59年退職まで立花小学校校長などを歴任
美術連盟「九州幼年美術研究会」「福岡県小学校図画工作研究会」などの役員として美術教育の発展に尽くす
示現会会員
- 昭和56年 フクニチ児童文化賞受賞

8月の企画展

8月1日(日)から29日(日)まで
『山本 隆明展』を開催します。

お盆休みのお知らせ

久我記念美術館・歴史民俗資料館は、8月13日から15日まで休館いたします。